

## ○ 西いぶり広域連合職員の管理職員の範囲を定める規則

平成12年3月28日  
公平委規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）  
第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等  
の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員の範囲)

第2条 本広域連合に勤務する職員のうち、管理職員は別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

機 関 名	管理職員の職名又は補職名
議会事務局	事務局長 課長
広域連合部局	事務局長 事務局次長 室長 課長 課長補佐
選挙管理委員会 事 務 局	事務局長
監査委員事務局	事務局長 主幹
公平委員会事務局	事務局長 書記